

# 大田区立池雪小学校PTA運営細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、大田区立池雪小学校PTA規約附則第1条の規定に基づき、大田区立池雪小学校PTA(以下「本会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 役員および会計監査の選出

### (役員等選考委員会の設置)

第2条 次年度の保護者役員および保護者会計監査選出のために、役員等選考委員会を設ける。

### (役員等選考委員会の編成)

第3条 役員等選考委員会は、1～5年の保護者のうちから5名程度で構成し、会長が委嘱する。なお必要に応じ、リーダー、サブリーダーなどを委員において互選する。

### (役員等の選考)

第4条 役員等選考委員会は、全保護者会員の意向を集約し、あらかじめ本人の同意を得た上で、定員以上の保護者役員等候補者を指名して、全保護者会員に通知しなければならない。

### (役員等の決定)

第5条 保護者役員および保護者会計監査選出は、候補者を承認する書面が保護者会員の5分の1以上から提出されたことを以って決定する。

## 第3章 専門委員会

### (専門委員の任務)

第6条 専門委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) ベルマーク ベルマーク等の収集にかかわる活動
- (2) 校外交流 児童の校外生活の指導、安全、生活環境改善、および校外行事にかかわる活動
- (3) 広報 PTA広報紙「伸びゆく池雪」の編集発行および広報にかかわる活動
- (4) わくわく わくわくスクールの実施にかかわる活動
- (5) 児童見守り 朝旗当番、防犯パトロールの取り纏めにかかわる活動

## 第7条 削除

## 第8条 削除

### (庶務および会計等)

第9条 専門委員会は、必要に応じ専門委員会に、庶務、会計等をおくことができる。

### (専門委員会の開催)

第10条 専門委員会は、年度当初に会合を開くほか必要に応じて会合を開き、その活動に関する協議をする。教職員委員の出席は、必要に応じて要請する。

### (委員総会)

第11条 全専門委員を対象として、年1回以上委員総会を開催する。

### (委員総会の招集)

第12条 委員総会は、会長が招集する。

### (専門委員会間の調整)

第13条 専門委員会間の活動の調整は運営・代表委員会において行う。

### (専門委員会の事業計画)

第14条 専門委員会の事業計画は総会において承認を得るものとする。

## 第4章 削除

## (学年クラス代表委員会) 第15条 削除

## (学年クラス代表委員会の開催) 第16条 削除

## 第5章 予算

### (予算委員会の設置)

第17条 次年度の予算案編成のために、予算委員会を設ける。

### (予算委員会の編成)

第18条 予算委員会は、役員、学年代表およびその他会長が必要と認める者で編成する。

#### (予算案の編成)

第19条 予算委員会は、予算案を編成し、これを運営・代表委員会に提出する。運営・代表委員会は、予算案を確定する。

#### (予算の決定)

第20条 予算案は、総会において審議し、出席者の過半数によって決定する。この場合において、あらかじめ書面をもって、意思を表示した者は、出席者とみなす。

#### (予算の更正)

第21条 年度内における予算更正は、総会もしくは運営・代表委員会において審議し決定する。

## 第6章 会計

#### (会費の収入)

第22条 会員は、本会を通じて、所定の金融機関に自動払込利用申込書を提出することによって、口座振替により会費を納入することとする。

2 会員は、前項により会費の納入ができない場合には、他の方法で納入することができる。

3 教職員会員の会費の収入については、前2項によらず、毎年度協議し定めることができる。

4 児童が本校を卒業・転出したときには、会計が口座振替の登録を削除しなくてはならない。

#### (会費の減免)

第23条 会費の減免については、次のとおりとする。

(1) 3学期に児童が転入した保護者会員は、当該年度の会費を免除する。

(2) 4月1日から起算し、本校在籍期間が3か月に満たない保護者会員は、当該年度の会費を免除する。

(3) その他、会員の事情について、会長と相談役の協議により認められた場合、会費を減免することができる。

#### (支出)

第24条 支出は、会計が、予算に基づき行う。

2 その他支出に関して必要なことは、別に定める。

#### (会計に備える帳簿)

第25条 会計に備える帳簿は、出納簿、項目別明細簿および収支を裏付ける書類とする。

2 預金通帳、金融機関届出印および各会計帳簿は、会計が保管する。

## 第7章 会計監査

#### (会計監査の実施)

第26条 会計監査は、各会計年度の上半期および下半期ごとには期末監査を、また会計年度終了後には年度末決算監査を行い、適正妥当な会計処理がなされたかどうか、その結果を会長に報告する。

## 第8章 文書保存期間

#### (文書の保存期間)

第27条 本会の文書保存期間は、次のとおりとする。

(1) 総会資料、総会議事録および役員名簿は、長期保存。

(2) 出納簿、項目別明細簿、収支を裏付ける書類、預金通帳、各会計帳簿、運営・代表委員会および役員会議事録は、年度終了後6年間。

(3) その他の書類は、年度終了後1年間。

## 第9章 表彰および感謝

#### (表彰および感謝)

第28条 本会の名誉を高める顕著な功績のあった者に表彰状もしくは感謝状または記念品を贈ることができる。

## 第10章 慶弔等

#### (祝い金および見舞金の対象者)

第29条 本会から贈呈する祝い金および見舞金の対象者は、本会会員である保護者およびその児童(ただし会費が減免されている会員を含む。)、本会会員である教職員、顧問および相談役とする。

#### (教職員の転出および退職)

第30条 教職員の転出および退職に際しては、本校在勤満1年を3,000円とし、次年度から1年につき、1,000円を加算した額を餞別として贈る。但し、その上限は10,000円とする。ここでいう在勤期間は、原則として本会会員であった期間をいう。

2 一度退職した後も再任用等で勤務が継続する場合は、退職時に前項により餞別を贈り、在勤期間はその時点から再度計算する。

3 校長および副校長の転出および退職については、前2項によらず、その都度役員会で対応を協議して決定することとする。

#### (教職員の婚姻)

第31条 教職員の婚姻に際しては祝金5,000円を贈る。

#### (教職員またはその配偶者の出産)

第32条 教職員またはその配偶者の出産に際しては祝金5,000円を贈る。

**(児童の死亡)**

第33条 児童の死亡の際は、香典10,000円を贈り、花環供物等はその都度役員会で協議して定める。

**(児童の父母等の死亡)**

第34条 児童の父母またはこれに代る者の死亡に際しては、香典10,000円を贈り、花環供物等はその都度役員会で協議して定める。

**(教職員の死亡)**

第35条 教職員の死亡に際しては、香典10,000円を贈り、花環供物等はその都度役員会で協議して定める。

**(教職員の配偶者および子の死亡)**

第36条 教職員の配偶者および子の死亡に際しては、香典5,000円を贈る。

**(教職員の父母の死亡)**

第37条 教職員の実父母および同居の養父母が死亡の際は、香典5,000円を贈る。

**(顧問および相談役等の死亡)**

第38条 顧問および相談役等の死亡に際しては、その都度役員会で協議して定める。

**(委任)**

第39条 慶弔等について、第29条から第38条までの規定による対応が難しい場合には、その都度役員会で協議して対応を定める。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、会長を含む過半数の役員で合議決定のうえ、後日役員会に報告することとする。

第11章 サークル等

**(サークルの目的)**

第40条 会員が、趣味を通じて親睦をはかることを目的として、サークルを設置する。

**(設立趣意書)**

第41条 サークルを設立する場合は、設立趣意書を役員会に提出するものとする。

2 設立趣意書には、会の名称、活動内容、発起人氏名3名以上、賛同者氏名15名以上を記載する。

3 役員会は設立趣意書の内容について検討し、運営・代表委員会で設立の適否を決定する。

**(サークルの運営経費)**

第42条 サークル運営に必要な経費は、サークル会員の

拠出する会費および本会助成金を充当する。

**(報告)**

第43条 サークルの代表者は、会計年度終了後に役員会へ、活動報告書、会計報告書および名簿を提出し報告する。

**(おやじの会)**

第44条 保護者による主体的活動の実施と交流をはかるため、本会に、おやじの会をおく。

2 おやじの会には、会長ほか役員を若干名おく。

3 その他必要な事項は別に定める。

附則

**(細則の改正)**

第1条 この細則を改正しようとするときは、運営・代表委員会において決定する。

昭和46年3月1日実施

昭和57年12月3日一部改正

昭和59年12月7日一部改正

平成2年3月2日一部改正

平成3年5月10日一部改正

平成4年3月6日一部改正

平成7年12月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成19年3月1日一部改正

平成23年11月19日一部改正

平成27年7月3日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年12月11日一部改正

令和4年7月9日一部改正

令和6年3月9日一部改正